

刈谷わんさか祭り 2019 わんさかストリート出店者募集要項

1 出展概要

- (1) 日 時 令和元年 8月16日(金) 17:00～21:00 (予定) 【荒天中止】
 17日(土) 11:00～21:00 (予定) 【荒天中止】
- (2) 来場者数 延べ約15万7千5百人(昨年度2日間合計)
- (3) 主 催 刈谷市・刈谷市観光協会
- (4) 場 所 刈谷市総合運動公園(刈谷市築地町荒田1番地) 下図参照



※出店場所は会場設営の都合上、変更する場合があります。

- (5) 対 象 者 刈谷市商店街連盟加盟店かつ刈谷市観光協会会員

※ただし、申し込み時点で加盟店かつ会員となっていること。

- (6) 出店内容 飲食物、自社製品の販売、パンフレット・チラシ類の配布、商品展示によるPRなど。なお、飲食物の場合、出品品目は、食品営業許可を受けられる露店品目に限ります。

※ただし、店舗の事業内容と同じ分野の出店内容に限る。

- (7) 募集区分

	テントブース出店	移動販売車
募集数	約32店	約3小間
出店料(2日間)	1ブース 45,000円 (出店ブース料 40,000円、 事務手数料 5,000円)	1小間 35,000円 (出店小間料 30,000円、 事務手数料 5,000円)
追加条件	市内に店舗を有すること (飲食物を販売する場合は、食品 調理許可の該当店舗に限る。)	営業所所在地及び営業者住所が市内 の事業者で、過去1年間で市内での 販売実績を有すること。

ブース（小間）の 大きさ	間口 5.4m×奥行 3.6m ×高さ 1.85m～2.8m	間口 5.4m×奥行 3.6mの車両設置 場所（車両外での調理は不可）
ブース設営者	主催者	出店者
主催者準備品	ブース表示板（0.2m×1.8m）、横 シート幕3方、照明用蛍光灯2本 （20w）、電源（100V・500W）※	電源（100V・500W）※
オプション備品 （税抜）	展示台1台2,000円、折畳机1台1,500円、折畳椅子1脚500円、 電源500W追加ごとに2,500円、ブース下養生シート（2重、5.4m×3.6 m、処分費含む）6,000円、コンパネ（0.9m×0.9m）1,000円（後日、 会場設営業者より申込者へ直接請求します。）	

※飲食物を販売する場合は、保健所で認められる品目に限る。

※電源は、主催者で一括管理を行います（自社所有の発電機の持ち込みは禁止）。

(8) 申込方法 申込書を刈谷市商店街連盟あきんどぷら座事務局へ直接提出してください。

※テントブース、移動販売車の重複申込は不可

※申し込み後の募集区分の変更は不可

(9) 申込期限 令和元年6月5日（水）16時必着

(10) 添付書類

- ・「食品営業許可証」の写し及び「営業設備の大要の控」（出店許可品目の分かるもの）を、申し込み時に提出してください。なお、申請手続きの費用は出店者負担となります。

※申し込み後に出店品目を変更する場合は、**6月27日（木）**の出店者説明会終了後までに必ず刈谷市商店街連盟あきんどぷら座事務局へ連絡してください。

※調理する品目が多数の場合、保健所へ確認し、品目を削減していただく場合があります。品目数についてご不明な点等は、事前に保健所に相談のうえ提出してください。

※新規に食品営業許可証を取得する場合は、その写しを**6月27日（木）**の出店者説明会終了後までに、刈谷市観光協会まで提出してください（FAX又は郵送可）。

- ・移動販売車の方は、販売車の車検証の写しを併せて提出してください。

(11) 申込書記入上の留意事項

- ・店舗等名：ブース前面上部中央に社名表示板を取り付けます。主催者側が統一書体（角ゴシック・白地黒文字）で作成し表示しますので正確にご記入ください。店舗、営業所等の名前を表示させていただきますので、店舗等名と異なる名前は表示できません。
- ・現場担当者連絡先：事務局との連絡を行う担当者氏名、電話番号等をご記入ください。
- ・出品内容：商品によっては、販売・配布をお断りすることがあります。
- ・電源については、定格消費電力ではなく、必ず最大消費電力にてお申込みください。

（例：スノーボール機 定格の場合170w、最大1kw）

2 連絡網について

開催前の連絡事項や、開催期間中のトラブルの際の連絡網は下記のとおりです。



3 注意事項

- (1) 当日は、必ず主催者係員の指示に従い、出店責任者を会場内に常駐させ、緊急時に対応できるようにしてください。
- (2) 展示、販売及びPRは出店場所内のみで行い、他の園内施設での広告、宣伝、販売などの行為は行えません。
- (3) 開催当日、荒天でイベント等が中止または時間短縮になった場合は、営業を中止または開催時間を短縮させていただく場合がありますのでご承知おきください。なお、この場合、開催前からの中止を除き、出店料は返金いたしません。ただし、開催前に中止を決定した場合は以下のとおり返金をさせていただきます。

	テントブース	移動販売車
16日のみ開催	30,000円	20,000円
17日のみ開催	10,000円	10,000円

- (4) 開催期間中の商品の保管は、出店者の責任において行い、ブース内で発生したゴミは必ず出店者が責任を持って処分してください。ブース内に放置してあったり、ゴミ集積所に持ち込まれたりした場合は、処理費を請求させていただきます。
- (5) 飲食物を販売する場合は、出店場所が油などで汚れないように、出店者により必ず各ブース下（売り場含む）にビニールシートを2重で敷くとともに、フライヤー下にコンパネを敷いてください。万一汚した場合は、出店者で清掃するなど対応をお願いいたします。なお、ビニールシート等が敷かれていない場合や、汚れが清掃されていない場合などは、清掃費用を請求させていただきます。
- (6) 営業終了時刻は、両日21時00分を予定しています。21時で必ず営業を終了していただくよう時間厳守をお願いいたします（刈谷市商店街連盟事務局にて電源を一括管理します）。また、17日は、来場者誘導のため、21時に一旦消灯し、その後、片付けのため21時30分より再点灯します。
- (7) 出店にかかる事故・盗難等については、主催者は一切責任を負いませんので、夜間等も含め出店者の備品、貴重品等は出店者の責任で管理してください。
- (8) 割り当てられた小間の一部又は全部を譲渡又は貸与していることが発覚した場合は、ただちに撤収していただきます。
- (9) 申請書類に虚偽の内容が含まれていた場合は、出店をお断りします。

- (10) 市内店舗のPRを目的としていますので、社名表示板を移動したり、商品看板やのぼり等で隠したりしないでください。
- (11) 当日開催前に主催者が、各ブースの巡回を行います。申込品目以外のものの販売、使用禁止の機械等を使用していた場合は、販売を中止していただきます。
- (12) 公序良俗に反するもの並びに射幸心を煽るもの及び「くじ」の類は全面禁止しています。これらを行っていた場合は、ただちに撤収していただきます。
- ※禁止事例 ・ 1等、2等などがあり、何がもらえるかはっきりしない。
・ サイコロを振り、出た目の商品がもらえる。
・ 料金を払い、好きな番号を言ってその中にある商品进行もらうなど。
- (13) 別添「火気取扱い注意事項」に違反することがあれば、ただちに撤収していただきます。
- (14) 調理に火気器具等（電磁調理器を含む）を使用する場合は、業務用消火器の設置が義務付けとなります。
- (15) 万が一、出店者の故意・過失により事故等があった場合は、出店者の責任において対処してください。主催者は一切責任を負いません。
- (16) 上記のルール遵守の徹底のため、当日刈谷市商店街連盟にて、チェックシートを用いてチェックを実施します。その結果、違反事項があり、警告に応じず改善がみられない場合は、後日刈谷市観光協会と刈谷市商店街連盟で募集要項に基づき審査を行い、ペナルティを課します。
- ペナルティ**＝観光協会主催の催事（桜まつり、わんさか祭り及びアニメ collection）でチェックを実施し、累積で2回ペナルティを受けた場合は、観光協会主催の催事への出店を1年間禁止します。

4 出店申込者勉強会及び出店者の決定

出店申込者に対する勉強会を開催し、その後、出店者及び出店場所を決定しますので、必ず現場の責任者の出席をお願いします。

- (1) 日 時 令和元年6月20日（木）午後2時00分から
- (2) 場 所 中央生涯学習センター（刈谷市総合文化センター内）4階
405・406研修室

5 出店者説明会

出店者説明会には必ず現場責任者のご出席をお願いします。出席いただけない場合は、出店をお断りします。時間厳守でお願いします。

- (1) 日 時 令和元年6月27日（木）午後2時00分から
- (2) 場 所 刈谷市役所 5階 502会議室
- (3) その他

- ・説明会にて、出店料を徴収しますので、お釣りのないようご準備をお願いします。当日お支払いいただけない場合は、出店できません。

- ・説明会後の返金は、原則いたしませんのでご了承ください。
- ・食品を販売される方は、当日保健所から食品営業についての説明及び質疑応答がありますので、ご不明な点等は必ずご確認ください。
- ・火気を扱われる方は、当日衣浦東部広域連合消防局から火気取扱いについての説明及び質疑応答がありますので、ご不明な点等は必ずご確認ください。

6 出店時について

- ・祭り当日は、「食品営業許可証」を見やすい位置に掲示し、「営業設備の概要の控」（出店許可品目の分かるもの）を店舗内に携帯して営業してください。

7 荷物等の搬入・搬出

- ・場内への荷物搬入用車両の「車両通行許可証」と指定駐車場への「車両駐車許可証」を各1枚配布します。**指定場所以外の駐車はできません。**
- ・搬入、搬出車両は、所定の時間内に限り、会場内の指定の場所に一時停車することができます。
- ・会場内外の既存施設を損傷した場合は、出店者の責任で原状回復してもらいます。

8 その他

- ・当日、刈谷市商店街連盟本部ブースを設置します。
- ・本部ブースでは、来場者への出店者の案内のほか、刈谷市商店街連盟PRのためのチラシ配布や熱中症予防のための飲料販売を行います。

9 申込先・連絡先

刈谷市商店街連盟 あきんどぶら座事務局

〒448-0844 刈谷市広小路5丁目46番地

電 話 0566-25-3015

FAX 0566-25-3035

■定休日 土・日・祝日

■営業時間 9:00～16:00